全調政連 ニュース　No.24 15

Ｈ２４．７．１８　　発行責任者　幹事長　小　沢　　宏

岐阜県議会　意見書 採択される

３月１４日の当政治連盟の大会でも議論のありました地域主権会議における法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題について，大阪府，神奈川県，富山県，茨城県，静岡県，北海道，福島県，鹿児島県，東京都及び政令指定都市である横浜市に続き岐阜県議会においても地方自治法第９９条の規程による本件権限を地方に移管することについて反対する旨の意見書を国会及び関係行政機関（衆議院議長，参議院議長，内閣総理大臣，総務大臣，法務大臣，内閣官房長官及び内閣府特命担当大臣（地域主権推進）宛）に提出する意見書が全会一致で採択されました。

全調政連　ニュース　No.24 06 でも申し上げさせていただきましたとおり，法務局が担う登記の事務及び権限を地方に移管する問題については，移管することにより国民及び地方の負担が増幅し，登記行政の全国不統一への懸念等から，日本土地家屋調査士会連合会及び全国土地家屋調査士政治連盟が一致団結して反対している問題であります。この問題については，国のみの説得だけではなく，地方でも受付を行わない旨の決議を得ることにより双方から反対を表明していくことがより強固な反対運動ができるものとして推進しているものであります。

詳細については以下を参照ください。

岐調政連第４２号
平成２４年７月１２日

全国土地家屋調査士政治連盟
会長　横　山　　一　夫　様

岐阜県土地家屋調査士政治連盟
会　長　　小　川　　龍　　

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書の提出を求める請願について

時下　ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。

平素より、当政治連盟の活動に対しまして格別のご厚情を賜り誠に有難うございます。

この度、岐阜県土地家屋調査士会及び岐阜県土地家屋調査士政治連盟は、連名で岐阜県議会に「登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書の提出を求める請願」を提出し、７月５日岐阜県議会の議決により請願は、全会一致で採択と決定されましたのでお知らせいたします。

これらを別紙資料と共に報告させていただきます。

また、各単位調査士政治連盟に情報を発信していただきたくお願いいたします。

請　願　文　書　表

平成２４年第３回定例会 No. 3

受理番号	受理年月日	件名	請願者の住所及び氏名	請願の要旨	紹介議員	付託委員会
１９	24. 6.21	登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書の提出を求める請願	岐阜市田端町１番地12 岐阜県土地家屋調査士会 代表者　若園　知明 岐阜市田端町１番地12 岐阜県土地家屋調査士政治連盟 代表者　小川　龍三	１．請願の趣旨 平成22年６月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止姿勢の下、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。私どもは、「国と地方の役割分担の見直しを行い、事務・権限を地方自治体に移譲するなどにより抜本的な改革を進め、地域における行政を地方自治体が自主的かつ総合的に実施できるようにする」という同大綱に定める国の出先機関改革の理念については反対するものではない。しかし、「法務局が行う事務・権限等を地方に移譲すること」については、私ども土地家屋調査士会の業務は法務局等が行う事務と密接に関係することからその理念の実現を目指すことと反するものであることを知る者として懸念を抱き、請願する。 ２．請願の理由 （１）法務局等が行う登記制度は、国民の重要な財産を守り、不動産取引の安全に寄与する信用制度であり、中立性・公平性の高い機能を有している。また、国民の権利擁護に係るものであり、全国統一した法解釈や運用を要し、統一した事務処理基準を堅持する必要がある。筆界の判断において、土地の所有者等権利者の認識とは異なる場合であっても、国が示すゆえに受け入れられるものであり、それは法14条地図整備事業の限りなくゼロに近い筆界未定率からも明らかである。よって、国の機関である法務局等が全国的に統一した基準により直接実施しなければならないことを申し述べる。 （２）法務局等の登記官が職務を遂行するに当たっては、民法、不動産登記法、会社法、民事訴訟法等のその高度な法律的専門的知識・能力に基づく判断が求められている。地方に移管された場合、地方自治体及びそのの職員の能力について著しい負担が生じるとともに、その地域の財政状況の格差その他の事情によって能力の格差が生じることも懸念される。登記は不動産取引等経済活動に密接に関係するものであり、安全安心に、さらに迅速円滑に処理され続けなければならない。したがって、登記事務に従事する専門職員の教育及び研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行うべきであることを申し述べる。 ３．請願の項目 国会及び政府に対し、法務局が担う登記の事務及び権限等の地方への移譲に際しては地方自治体の意向を十分尊重するなど慎重に対応する意見書を提出することを採択していただくよう請願する。	小川　恒雄	企画経済

議議第４２号の３
平成２４年７月５日

岐阜県土地家屋調査士会
　代表者　若園　知明　様

岐阜県土地家屋調査士政治連盟
　代表者　小川　龍三　様

岐阜県議会議長　　駒田　　誠

請願審査結果通知書

あなたから平成２４年６月２１日に提出された「登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書の提出を求める請願」の請願は、平成２４年７月５日の議会で採択と決定したので通知します。

写

登記の事務・権限等の地方への移譲に関する意見書

平成二十二年六月に閣議決定された「地域主権戦略大綱」では、国の出先機関の原則廃止を掲げ、地方自治体への事務・権限等の移譲など抜本的な改革を進めることが定められた。

こうした中、国の地域主権戦略会議において、出先機関改革の一環として、法務局の登記事務についても地方に移管すべき対象として検討されている。

言うまでもなく、国と地方の役割分担の抜本的な見直しは、真の地方自治の実現に欠くことのできない重要な課題であり、国から地方への税源移譲等による確実な財源措置の実現とともに、今後とも強力に推し進められなければならない。

しかしながら、法務局が担う登記制度は、安全な不動産取引を通じて国民の重要な財産を守り、国民の権利擁護に寄与するものであり、高い中立性・公正性が求められる。

また、登記事務の執行にあたっては、民法、会社法、民事訴訟法等の高度な法律的専門知識・能力に基づく判断が求められており、地域によって運用に格差が生じることがないよう配慮すべきであり、登記事務に従事する専門職員の教育や研修は、長期的な視点をもって、国が一元的・体系的に行う必要がある。

よって国においては、法務局が担う登記の事務・権限等の地方への移譲に際しては、地方自治体の意向を十分に尊重するなど慎重に対応するよう強く求め、地方自治法第九十九条の規定により意見書を提出する。

平成二十四年七月五日

岐阜県議会議長

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
総務大臣
法務大臣
内閣官房長官
内閣府特命担当大臣（地域主権推進）
様